

誹謗中傷をなくそう共和国

目指すところ

2022年12月16日

誹謗中傷を取り締まる法整備が進んできたけれど・・・

・ 誹謗中傷でよく見られる法律違反

- ・ 名誉毀損罪：多くの人に伝わる可能性のある場所で、他者の社会的評価を落とす恐れのある事実を指摘する犯罪
- ・ 侮辱罪：公然の場で具体的事実を挙げないで第三者の評判を落とす可能性のある言動をとる行為
- ・ 信用毀損及び業務妨害罪：故意に嘘の噂を流したり人を騙したりして、他者の信用の傷つける・他者の業務に支障をきたす可能性がある言動をとる行為
- ・ 脅迫罪：生命、身体、自由、名誉または財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した場合に成立
- ・ プロバイダ責任制限法（加害者特定に関わる法律）：2022年10月1日施行
特定電気通信による権利侵害があった場合において、プロバイダが負うべき損害賠償責任を制限すること、そして発信者情報の開示や削除請求について規定した法律

厳罰化
拘禁刑を追加

・ 誹謗中傷の被害に対する法的措置：

- ・ 刑事告訴 | 刑事
- ・ 損害賠償請求 | 民事

名誉棄損罪

- ▶ 誰かに罵倒されたり、ネットに悪口を書かれたりすれば、必ず名誉棄損罪に該当するわけではない。
- ▶ 刑法230条第一項：公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。
- ▶ この条文の構成要件は以下
 - ✓ 社会的評価を下げる可能性がある
 - ✓ **具体的な事実を挙げている**
 - ✓ 公然の場である

侮辱罪

- ▶ 侮辱罪とは、多くの人に伝わる可能性がある場所で、具体的な事実をあげずに他者の社会的評価を落とす可能性のある言動を行う犯罪です。
- ▶ 「ばか」「ブス」「きもい」「デブ」「はげ」のような、個人の主観や評価による誹謗中傷を受けた場合に成立する可能性があります。
- ▶ 一見すると、侮辱罪は名誉毀損罪よりも成立のハードルは低いですが、しかし、実際に侮辱罪として立件されるのは、インターネット上でひどい誹謗中傷を繰り返すような特別に悪質といえるケースにとどまるのが実情です。
- ▶ 侮辱罪
- ▶ 公然の場で具体的事実を挙げないで第三者の評判を落とす可能性のある言動をとる行為

信用毀損及び業務妨害罪

- ▶ 信用毀損罪は、故意に嘘の噂を流したり人を騙したりして、他者の信用の傷つける・他者の業務に支障をきたす可能性がある言動をとる行為
- ▶ 業務妨害罪は、虚偽の情報を流したり、相手に脅威を与えることでその業務を妨害する行為
- ▶ 例えば、「〇〇ってお店は賞味期限切れの食材を使っている」などの発言をした場合は信用毀損罪、「明日〇〇の商品に毒を入れる」などの投稿を行う場合は業務妨害罪になる可能性があります。

脅迫罪

- 脅迫罪とは、相手または相手の親族の『生命』『身体』『自由』『名誉』『財産』に対して、危害を加えることを告知する犯罪です。
- 例えば、誹謗中傷と共に以下のような脅しを受けた場合には、脅迫罪に該当する可能性が高いでしょう。
 - 「○○しなかったら殴る」
 - 「夜道に気を付けろよ」
 - 「よりを戻さないでと写真をネットにさらすぞ」
- 脅迫罪は公の場ではなくても被害が成立します。（例：2人の部屋、LINEメッセージ、SNSへのDMなど）

プロバイダ責任制限法（加害者特定に関わる法律）

- ▶ 通常であれば、個人情報の守秘義務からサイトへの投稿者の情報をみだりに公開することは許されません。
- ▶ 以下の2つの条件を満たしている場合は、プロバイダ側は被害者の要求で投稿の削除や投稿者の情報開示に応じてよい
 - ✓ 開示を受けるときに正当な理由がある
 - ✓ 権利侵害が明白である

誹謗中傷を取り締まる法整備が進んできたけれど・・・

- 目指すところは？
- 例えばこんな記事
 - 誹謗中傷への対応業務
 - 発信者の特定
 - 否定的な口コミ、マイナス評価の削除**
- 誹謗中傷ってなに？



法制度が整備されることで、必要な人、救われる人がいる一方で、本来の趣旨とは違う使い方をしようという人がいる表現の自由はどうなるのか・・・

誹謗中傷を取り締まる法整備が進んできたけれど・・・

➤ 誹謗中傷と批判


誹謗中傷：誹謗中傷は悪質なただの悪口

批判：批判はその人の意見人、の言動などの誤りや欠点を指摘し、正すべきであるとして論じること

批判はOK

制度や意識が変わる今、
認められるべきこと、
認められないものを
しっかり区別することが大事では？





目指すところ

トラブルにあったときの対応とサポートを備えること

- ▶ 対策を持つこと：法的手段
- ▶ 渦中からの向け出し方：見ないetc.
- ▶ 本人
- ▶ 周囲：本人へのアプローチ

個々人が真剣に考える段階に入ってきたのでは？



End of Documents